

議案第141号

石岡市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例
の臨時特例に関する条例を制定することについて

石岡市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の臨時特例
に関する条例を制定することについて，地方自治法（昭和22年法律第67
号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和6年12月20日 提 出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

消防職員の偽造通貨行使罪による逮捕について，自治体の責任ある立場と
して，その責を重く受け止め自らを処するため。

改 正 要 綱

令和7年1月1日から令和7年1月31日までの間，市長及び副市長の給
料月額をそれぞれ10パーセント減ずることとするもの。

石岡市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の臨時特例に関する条例

石岡市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例（平成17年石岡市条例第53号）別表第1に規定する市長及び副市長の給料月額は、令和7年1月1日から令和7年1月31日までの間、当該金額から10パーセントをそれぞれ減じた額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

附 則

この条例は、令和7年1月1日から施行する。